

上尾市

# 行政改革プラン

〔令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度〕

令和 3 (2021)年 3 月

上 尾 市

## 上尾市行政改革プラン策定にあたって



本市におきましては、これまで、高齢化の進行や老朽化した公共施設への対応など、財政負担が増していく中でも、市民サービスの維持・向上に努めてまいりました。

しかし、生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入は大幅に減少し、今後の市政運営はかつて経験したことのない非常に厳しいものになると想定されます。

一方、そのような状況にあっても、市民の安心・安全な生活を守るため、防災・減災対策、子育てや教育の充実など、将来を見据えた各種事業を推進していかなければなりません。

行政改革については、これまでもさまざまな取組を実施してきたところでございますが、時代は大きな転換期を迎えており、市政運営におけるこの先5年間の改革は極めて重要な意味を持つものと認識しております。

今回策定した上尾市行政改革プランでは、「コスト削減」のみならず、新たな市民ニーズに的確に応える「行政サービスの向上」、効率的な行政を実現するための「スマート自治体」に重点を置き、改革ビジョンとして「持続可能な行政運営」を掲げております。この改革ビジョンを実現するためには、時には痛みを伴う場面もあろうかと思いますが、市職員はもとより、市議会、市民の皆様の御理解・御協力を頂きながら全力で行政改革を推進してまいります。

結びに、本プランの策定に当たり、貴重な意見や提言をいただいた上尾市行政改革推進委員並びに市民の皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

上尾市長 畠山 稔



# 目次

はじめに .....	1
第9次行政改革大綱 .....	1
◆上尾市の現状と今後の見通し .....	1
◆基本方針 .....	5
◆推進期間及び推進体制 .....	7
行政改革実施計画 .....	8
◆上尾版 <i>Society5.0</i> への取組 .....	9
◆効果的・効率的な行政運営 .....	10
◆民間活力の活用 .....	11
◆自立性のある行政運営 .....	12
◆経営改善への取組 .....	13
◆柔軟かつ適正な組織 .....	14
SDGs について .....	15
参 考 資 料 .....	16
1 現在までの行政改革の取組経過 .....	17
2 行政改革プランについての検討状況 .....	23
3 上尾市行政改革推進委員会委員 .....	24
4 定員管理(職員数)の状況 .....	25
5 財政状況 .....	26
6 上尾市行政改革推進委員会条例 .....	28
7 上尾市行政改革推進本部設置規程 .....	30

## はじめに

本市では、昭和 50(1975)年以降、継続して行政改革に取り組んできました。「第8次行政改革大綱」の計画期間(平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度)においては、「国民健康保険特別会計繰出金の繰出基準内への抑制」、「公共下水道特別会計繰出金の繰出基準内への抑制」、「学校余裕教室等の活用」などの取組により、これまでの 4 年間の効果額が累計約 19 億円となっています。次期計画については、「第8次行政改革大綱」の考え方を継承しつつ、財政面の効果を求めるだけでなく、今後見込まれる人口減少や急速に進む高齢化、多様化する市民ニーズや新たな情報技術に対応した行政改革とし、「持続可能な行政運営」とするため、名称を「上尾市行政改革プラン」に改めます。

本プランは、全体の基本方針を示す「行政改革大綱」と計画期間における具体的な取組を示す「行政改革実施計画」から構成します。

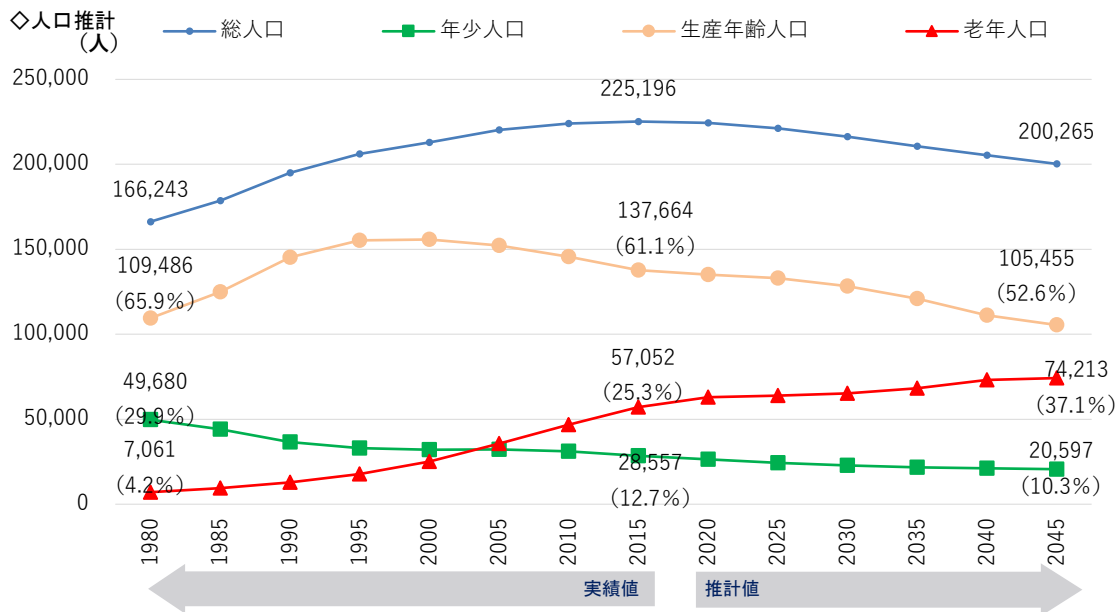
また、本市では、まちづくりの総合的指針である「総合計画」を策定しており、これに沿ってさまざまな施策を展開しています。総合計画に関連した各計画や各所属において策定している個別計画に基づき行っている取組において、行政改革が図れているものは、「行政改革実施計画」の取組からは原則として除くこととします。

## 第9次行政改革大綱

### ◆上尾市の現状と今後の見通し

#### (1) 人口構造の変化

本市の総人口を国勢調査からみると、昭和 55(1980)年に 166,243 人であった人口は順調に増加し、平成 27(2015)年は 225,196 人となっています。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総人口は今後減少に転じ、緩やかに減り続けて令和 27(2045)年には 200,265 人になるとされています。年少人口(0~14 歳)と生産年齢人口(15~64 歳)は減少し続ける一方で、老年人口(65 歳以上)は増加し続けており、令和 27(2045)年には高齢化率が 37.1%になると推計されています。



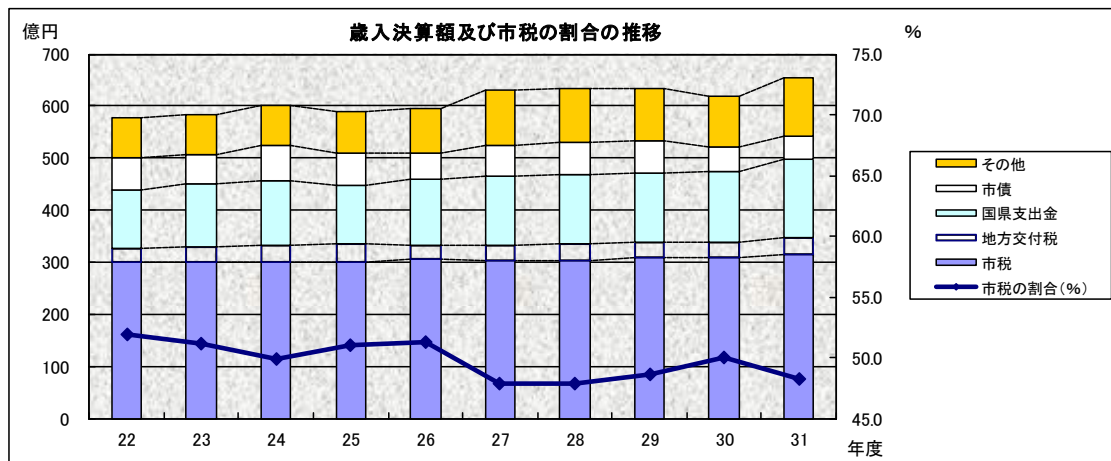
出典：第2期上尾市地域創生長期ビジョン  
 ※年齢不詳者もいるため、年齢3区分別の構成比は必ずしも合計が100%になりません

## (2) 財政状況

本市の歳入全体に占める市税収入の割合は約50%と比較的高く、財政面での自立性が高いといえる一方、市税の収入額はピーク時の平成19(2007)年度と比較して約10億円減少しています。市税の収入額はここ数年、300億円程度で推移していますが、全国平均を上回る生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の流行に伴う減収が見込まれており、今後、市税収入の大幅な伸びは期待できません。

◇歳入決算額 (単位：百万円)

区分/年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
市税	29,991	29,845	29,992	30,058	30,515	30,130	30,375	30,800	30,962	31,522
地方交付税	2,622	3,102	3,171	3,390	2,843	3,057	3,036	3,063	2,730	3,165
国県支出金	11,329	11,985	12,505	11,402	12,445	13,357	13,516	13,259	13,747	15,038
市債	5,992	5,583	6,612	6,236	5,209	5,952	6,003	6,121	4,566	4,353
その他	7,845	7,861	7,832	7,879	8,564	10,469	10,494	10,097	9,914	11,284
歳入総額	57,779	58,376	60,112	58,965	59,575	62,965	63,423	63,340	61,919	65,361
市税の割合(%)	51.9	51.1	49.9	51.0	51.2	47.9	47.9	48.6	50.0	48.2



出典：財政課資料

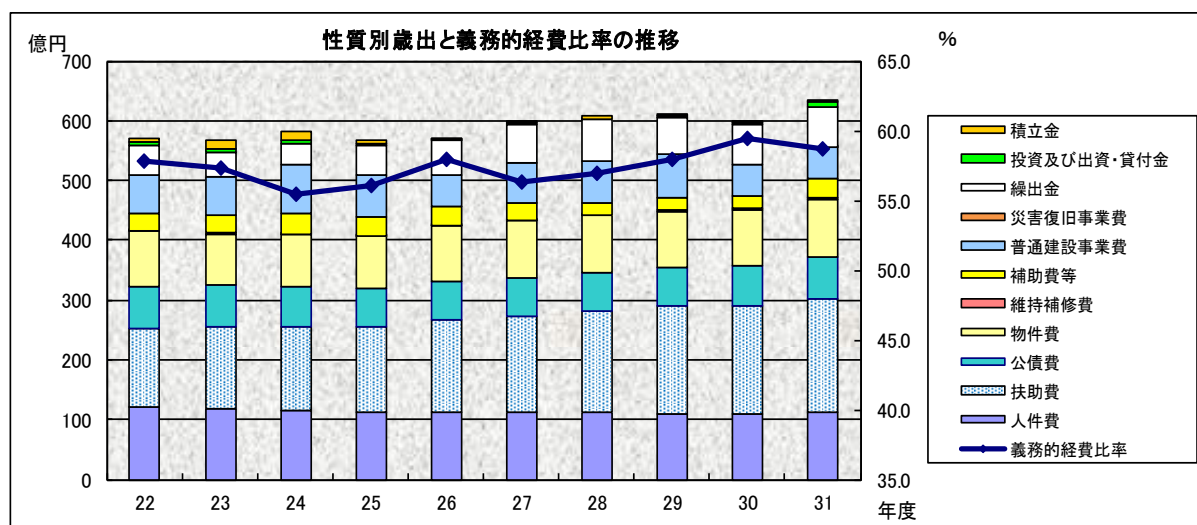
歳出を人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費などの経済的性質によって分類したのが次の表です。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は増加していますが、義務的経費は、その性格上、任意に削減することのできないものであり、本市は、義務的経費比率が高く推移しています。なお、義務的経費比率が低いほど、財政の健全化が図られていると言われています。

義務的経費に、市税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたものが経常収支比率で、この比率が高くなると、市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。本市では、平成18(2006)年度以降は継続して90%を超える状況が続いています。今後も義務的経費の増加により、経常収支比率が高い位置で推移していくことが予想され、行財政改革の積極的な取組が必要です。

◇歳出(性質別)

(単位:百万円)

区分/年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
人件費	12,230	11,889	11,497	11,128	11,320	11,228	11,095	11,060	11,065	11,152
扶助費	12,866	13,713	14,121	14,267	15,234	15,943	16,925	17,860	17,930	19,032
公債費	7,233	6,859	6,583	6,447	6,497	6,456	6,560	6,448	6,663	6,897
○義務的経費計	32,329	32,461	32,201	31,841	33,052	33,627	34,580	35,368	35,659	37,081
物件費	9,135	8,582	8,773	8,828	9,256	9,643	9,605	9,430	9,509	9,836
維持補修費	146	93	72	87	86	84	99	131	93	86
補助費等	2,976	3,175	3,304	3,153	3,291	2,750	2,090	2,187	2,019	3,194
普通建設事業費	6,288	6,399	8,229	7,008	5,280	6,691	6,757	7,241	5,310	5,345
災害復旧事業費										124
繰出金	4,869	3,922	3,642	4,947	5,632	6,659	6,959	6,173	6,843	6,714
投資及び出資・貸付金	678	675	620	219	219	222	219	220	209	774
積立金	519	1,283	1,283	668	326	98	439	377	386	46
歳出合計	56,940	56,590	58,123	56,752	57,141	59,774	60,748	61,127	60,028	63,201
義務的経費比率	57.8	57.3	55.4	56.1	57.9	56.3	56.9	57.9	59.4	58.7

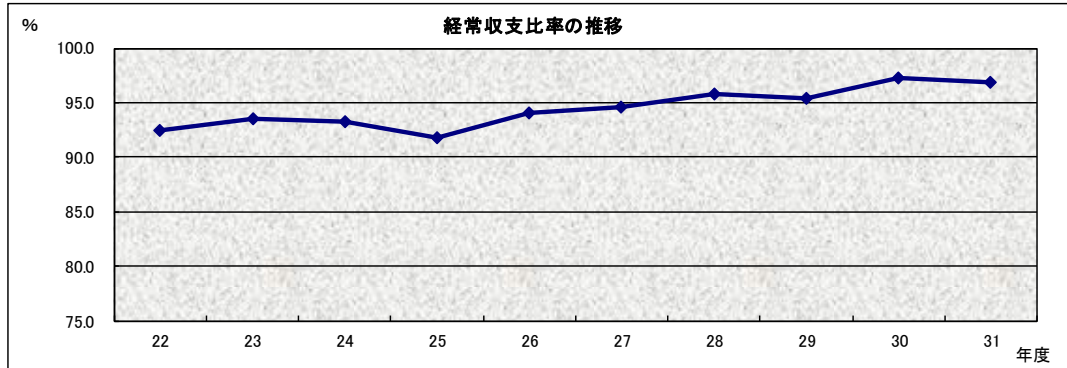


出典: 財政課資料

◇経常収支比率

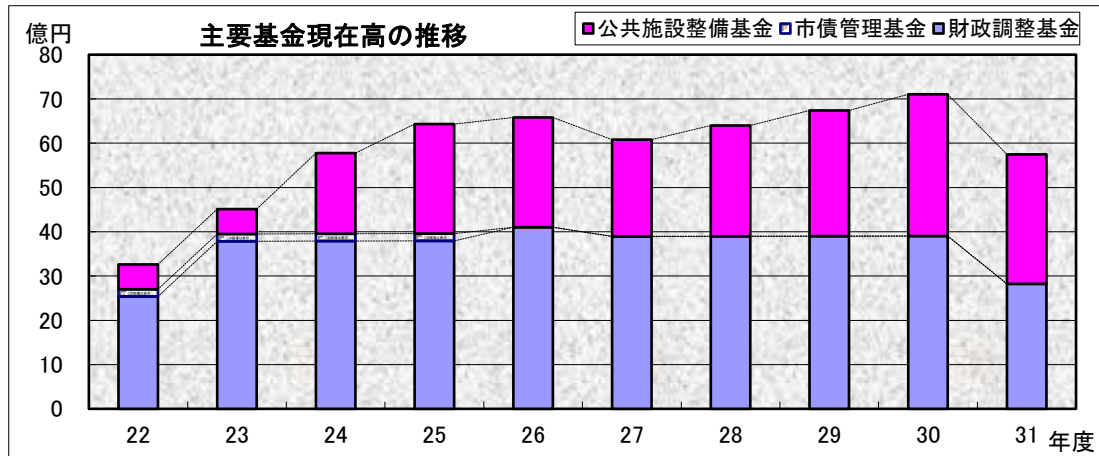
(単位:%)

区分/年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
経常収支比率	92.5	93.5	93.3	91.8	94.1	94.6	95.8	95.4	97.3	96.8



出典: 財政課資料

本市には、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」や、公共施設の整備費用に充てるための「公共施設整備基金」などがあります。平成 28(2016)年度以降微増傾向にあった主要基金残高は、平成 31(2019)年度は減少に転じ、楽観視できない状況であり、今後は、公有資産の大量更新問題に対処するべく、公共施設整備基金への積み増しが必要となります。



出典: 財政課資料

### (3) 社会変化への対応

近年、ICT(情報通信技術)やIoT(モノがインターネットとつながる仕組み)、AI(人工知能)、ビッグデータ(インターネット上に蓄積される膨大なデータ)など、新たな技術を活用した産業が大きな成長を見せており、我が国が目指すべき未来社会の姿として、これまでの情報社会に続く、サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす人類史上5番目の社会が提唱されました(「Society5.0」)。

また、世界的には、持続可能な社会に向けた動きとして、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、令和12(2030)年までに達成すべき国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」(P15「SDGsについて」参照)が採択され、自治体においても全国的にSDGs達成に向けた取組が広がっています。

さらに令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、国において「新たな生活様式」が提言され、今後の働き方についても改革に向けた取組が広がっています。

本市においても、さまざまな技術を活用し、時代の流れに即した持続可能な行政運営を目指し、より強化して行政改革に取り組む必要があります。

## ◆基本方針

これまでの行政改革では、今後の公共施設及びインフラの資産更新問題に対応するための基金積み増しや収支不足の解消を図るための「コスト削減」に重点を置いた行政改革としてきました。

しかしながら、今後は、生産年齢人口の減少により、税収の増加が見込めない一方で、高齢化による扶助費の増加が見込まれており、さらには多様化する市民ニーズに対応していく必要があります。また、ICTやIoT、AIといった新たな技術を活用した新しい社会への対応も求められています。

こうした中で、上尾市行政改革プランでは、6つの改革の柱に沿って「コスト削減」のみならず、「行政サービスの向上」や「スマート自治体」に重点を置いて取り組んでいくことで、子育て世代の転入、定住の促進を図るほか、市民が今後も安心して住み続けたいと思えるまちを目指し「持続可能な行政運営」を改革ビジョンとして掲げ、行政改革を果敢に実行します。



# 持続可能な行政運営

行政サービスの向上

*High quality*

スマート自治体

*Smart city*

コスト削減

*Save cost*

## 改革の柱① 上尾版 Society5.0 への取組

1. 新たなデジタルツールの活用
2. ペーパーレス化の推進
3. テレワーク推進のための環境整備

## 改革の柱③ 民間活力の活用

9. 小学校給食調理業務
  10. 保育所給食調理業務
  11. ごみ定期収集業務
  12. 証明書発行センター業務
  13. 総合的な公園管理業務の実現
  14. 図書館業務のさらなる委託化
- 各事業の委託化

## 改革の柱⑤ 経営改善への取組

18. 市債残高の適正管理
19. 国民健康保険特別会計繰出金の繰出基準内への抑制
20. 公共下水道特別会計繰出金の繰出基準内への抑制
21. 給与の適正化

## 改革の柱② 効果的・効率的な行政運営

4. 老人福祉センターことぶき荘の見直し
5. 補助金の見直し
6. 効率的な土日開庁の実現
7. 学校給食の公会計化
8. 転用可能教室の活用

## 改革の柱④ 自立性のある行政運営

15. 市税等の収納対策
16. 企業版ふるさと納税の推進
17. 企業立地の推進及び新たな行政サービスの創設による歳入増と歳出減への取組

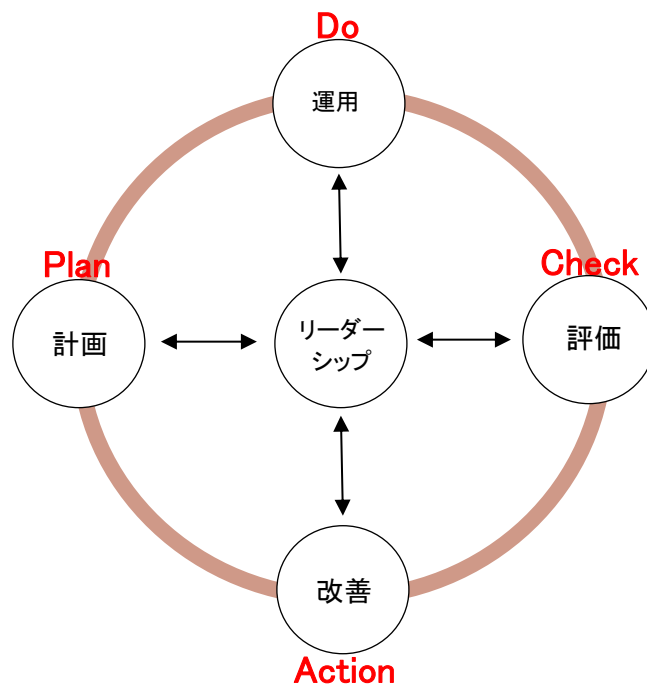
## 改革の柱⑥ 柔軟かつ適正な組織

22. 開かれた行政の実現
23. 柔軟な職員配置

## ◆推進期間及び推進体制

本大綱の推進期間は令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの5年間とします。

本大綱を推進するにあたり、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを運用し、改善を図りながら進捗管理を行います。



推進体制は次のとおりです。

①上尾市行政改革推進委員会

市民参画による行政改革大綱及び実施計画の調査審議・進行管理機関

②上尾市行政改革推進本部

行政改革に関する意思決定及び推進機関

③行政改革推進幹事会

行政改革推進本部の下に設置され、関係事項について実務的な見地から検討を行うとともに部内の各課と調整を行う。

# 行政改革実施計画

第9次行政改革大綱に掲げた基本方針に基づき、推進期間中（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）に具体的に改革すべき取組を項目ごとに示すものです。改革すべき事業や内容であっても、個別に策定している計画によって進めている場合は、原則として本計画の対象から除くものとします。

また、推進期間中に実施する進捗管理において、年度目標の見直し等を行う予定です。

## 【各取組項目について】

### ●現状と課題

改革が必要となった背景や、課題について示したものを。

### ●対象所属

改革を主として実施する所属を示したものを。

### ●改革戦略（取組内容）

5年間の推進期間で取り組むべき内容を示したものを。

※★印は新規項目

各アイコンについては P15「SDGs について」を参照

## ◆上尾版 Society5.0 への取組



### 1. 新たなデジタルツールの活用 ★

現状と課題	ノンコア業務や市民からのよくある問合せに対する対応については、業務時間の多くを費やし、時間外勤務を増やす要因となっている。新たなデジタルツールを活用し、事務処理の簡素化と市民サービスの向上に取り組む必要がある。
対象所属	全庁(行政経営課、IT 推進課)
改革戦略 (取組内容)	庁内における上尾市ICT化推進計画(仮)を策定するとともに、ノンコア業務について、AI-OCR、RPA、チャットボットの導入や市民サービスの向上としてキャッシュレス決済の導入について広域的な運用も検討し、取り組む。

### 2. ペーパーレス化の推進 ★

現状と課題	これまでの紙ベースでの会議・決裁は、必ずしも効率的・効果的ではなく、また文書の保管や必要経費の面で大きな課題がある。
対象所属	総務課、IT 推進課
改革戦略 (取組内容)	電子決裁システムの導入とタブレット端末を活用した各種会議の実施を実現し、効率的な決裁・会議を実現するとともに、紙・トナー購入経費を削減する。

### 3. テレワーク推進のための環境整備 ★

現状と課題	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、テレワークの促進が加速しているが、外部から庁内 LAN にアクセスできる環境ではないため、パソコンなどを利用したテレワークが進んでいない。
対象所属	職員課、IT 推進課
改革戦略 (取組内容)	庁内 LAN に自宅などからもアクセスできる環境整備を行い、運用規則等を整備してフレキシブルな働き方を推進する。

## ◆効果的・効率的な行政運営



4. 老人福祉センターことぶき荘の見直し	
現状と課題	入浴施設については、総合福祉センターの改修に合わせ有料化する方針としたが、維持管理には多大な経費がかかることから、さらなる経費削減策を検討する必要がある。
対象所属	高齢介護課
改革戦略 (取組内容)	総合福祉センターの改修に合わせ、入浴施設の規模やランニングコストの削減策について検討する。
5. 補助金の見直し	
現状と課題	所期の目標を達成した補助金や費用対効果の小さい補助金については、見直し基準に基づき、早期に見直す必要がある。
対象所属	全庁(行政経営課)
改革戦略 (取組内容)	見直し基準に沿った補助金等の見直しを行い、関連団体に対する補助金の見直しも含め令和4(2022)年度以降の予算へ反映させる。
6. 効率的な土日開庁の実現 ★	
現状と課題	土日開庁においては、来庁者の少ない事務や時間帯があるため、見直しを図る必要がある。また、新たな電子申請の導入状況やコンビニ交付の普及率等を見据え、開庁日や開庁時間についても検討する必要がある。
対象所属	行政経営課
改革戦略 (取組内容)	土日開庁業務の精査を行い、開庁日や開庁時間の変更の必要性について検討し、市民サービス向上とコスト削減が図れる、新しい休日開庁制度とする。
7. 学校給食の公会計化 ★	
現状と課題	小・中学校の給食費は、各学校が徴収・管理をしており、主に学校事務職員がその事務を担っている。個別の学校単位では、法的手続きなど未納対策に限界があるなど、効率的な管理運営ができない。 学校職員等の負担軽減や会計の透明性の確保等の観点から、給食費の公会計化を国が推進している。
対象所属	学校保健課 中学校給食共同調理場
改革戦略 (取組内容)	管理業務の効率化、会計処理の透明性、保護者の利便性を図るため小・中学校の給食費について、公会計化を導入し、市による徴収・管理に向け取り組む。

8. 転用可能教室の活用	
現状と課題	少子化の進行に鑑み、転用可能教室を有効活用する必要がある。
対象所属	教育総務課
改革戦略 (取組内容)	転用可能教室を活用した放課後児童クラブ等の設置を進める。

## ◆民間活力の活用



9. 小学校給食調理業務の委託化 ★	
現状と課題	業務に従事する職員の採用、勤務体制の確保に苦慮している。今後も安心して安全な給食を継続して提供する方策を検討する必要がある。
対象所属	学校保健課
改革戦略 (取組内容)	安定的で柔軟な学校給食体制を確立し、継続して児童生徒に安心して安全な給食を提供できる学校給食運営となるよう、委託化の必要性について検討する。
10. 保育所給食調理業務の委託化 ★	
現状と課題	業務に従事する職員の採用、勤務体制の確保に苦慮している。今後も安心して安全な給食を継続して提供する方策を検討する必要がある。
対象所属	保育課
改革戦略 (取組内容)	安定的で柔軟な保育所給食体制を確立し、継続して子どもたちに安心して安全な給食を提供できる保育所給食運営となるよう、委託化の必要性について検討する。
11. ごみ定期収集業務の委託化	
現状と課題	ごみの定期収集については、委託化の方針で実施しており、収集委託区域の拡大、処理業務部門の委託化を推進する必要がある。
対象所属	西貝塚環境センター
改革戦略 (取組内容)	職員の退職にあたり、定期収集業務の委託化を推進する。

1 2. 証明書発行センター業務の委託化	
現状と課題	他市町村で導入の進む、証明書発行業務の委託化・ICT化について、検討する必要がある。
対象所属	証明書発行センター
改革戦略 (取組内容)	会計年度任用職員による現在の運用と、委託化やICT化への転換について費用対効果を検証し、より効果的な運用を行う。
1 3. 総合的な公園管理業務の実現	
現状と課題	丸山公園小動物コーナーを含めた公園の管理運営については、行政サービスの向上や管理運営コストの削減を図るため、指定管理者制度の導入を含めた民間活力の活用について検討する必要がある。
対象所属	みどり公園課
改革戦略 (取組内容)	令和 8(2026)年度の指定管理者制度の指定期間の更新に合わせ、今後の管理運営方法を検討する。
1 4. 図書館業務のさらなる委託化	
現状と課題	図書館窓口業務については民間事業者への委託を行っているが、多様で効率的なサービス提供のため、民間事業者等への指定管理者制度の導入を含めた委託化を検討する必要がある。
対象所属	図書館
改革戦略 (取組内容)	民間事業者等への指定管理者制度の導入を含め、今後の管理運営方法を検討する。

## ◆ 自立性のある行政運営



1 5. 市税等の収納対策	
現状と課題	受益者負担の観点から、税のみならず、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料の徴収強化に引き続き取り組む必要がある。
対象所属	納税課、保育課、高齢介護課、保険年金課、業務課
改革戦略 (取組内容)	新たな納税チャネルの検討と長期にわたる滞納者への対策をより一層進めることで、収納率の向上を図る。

16. 企業版ふるさと納税の推進 ★	
現状と課題	地方自治体は総合戦略に基づいた施策を積極的に実施する必要がある。一方、企業はこれまで以上に社会的責任(CSR)を果たす活動が求められている。
対象所属	行政経営課
改革戦略 (取組内容)	総合戦略に位置付けられている地方創生に資する内容の地域再生計画を作成・公表し、企業版ふるさと納税を活用した事業を実現する。
17. 企業立地の推進及び新たな行政サービスの創設による歳入増と歳出減への取組	
現状と課題	上尾道路などの延伸等により沿道の利用価値が高まっているが、企業立地のための用地の創出に課題がある。行政サービスの付加価値を高めることにより新たな歳入の確保を図るほか、広報や印刷物、車両や施設等を活用した広告掲載の推進、市有財産の有効活用や不要財産の積極的な売却を進める必要がある。また、各種イベントの見直しやごみの減量などによる経費削減が必要である。
対象所属	全庁(行政経営課、都市計画課、商工課など)
改革戦略 (取組内容)	企業立地の推進や新たな取り組みにより歳入の増額を図るほか、イベント等の見直しによる経費削減を行う。

## ◆経営改善への取組



18. 市債残高の適正管理 ★	
現状と課題	今後の財政状況等に鑑み、プライマリーバランスを考慮した市債の借入れなどにより、未来へつなぐ財政基盤を確立する必要がある。
対象所属	財政課
改革戦略 (取組内容)	普通交付税の振替えである臨時財政対策債等を除いた市債について、各年度の事業費をコントロールすることなどにより残高の抑制に努める。
19. 国民健康保険特別会計繰出金の繰出基準内への抑制	
現状と課題	受益者負担の観点から、一般会計からの基準外繰出金を抑制する必要がある。
対象所属	保険年金課
改革戦略 (取組内容)	医療費の適正化や適正な保険税の設定などにより、基準外繰出金を抑制する。



## 20. 公共下水道事業会計繰出金の繰出基準内への抑制

現状と課題	受益者負担の観点から、一般会計からの基準外繰出金を抑制する必要がある。
対象所属	経営総務課
改革戦略 (取組内容)	さらなる事務事業の効率化を実施するほか、使用料の適正化についても継続的に検討することで基準外繰出金を抑制する。

## 21. 給与の適正化 ★

現状と課題	職員給与は継続的な見直しにより、削減を行っているものの、一部が国の水準を上回っている。
対象所属	職員課
改革戦略 (取組内容)	給料等の見直しを行い、職員人件費の適正化を図る。

### ◆柔軟かつ適正な組織



## 22. 開かれた行政の実現 ★

現状と課題	行政サービスの質の向上と、行政サービスの提供等の事務の適正な執行を確保するため、内部統制制度を導入し、自律的なチェック機能の充実を図るとともに、市が有する情報を広く公開すること等により、市民に開かれた行政を推進する必要がある。
対象所属	広報広聴課、行政経営課、総務課、IT 推進課
改革戦略 (取組内容)	既存の行政サービス向上制度の見直しと内部統制制度の導入及びオープンデータの推進を図る。

## 23. 柔軟な職員配置 ★

現状と課題	繁忙期のある所属がある一方、恒常的に時間外勤務の多い所属があるが、抜本的な問題解決ができていない。時期により職員の仕事量に差が出ていることから、業務内容や業務量の調査を行い、根本的な課題を適切な人員配置とともに解決する必要がある。
対象所属	全庁(行政経営課、職員課)
改革戦略 (取組内容)	課題を抱えている所属を対象に、業務内容や業務量等について調査を行い、課題を可視化し改善策を検討するなどし、柔軟な職員配置による応援体制を整備する。

## SDGs について

SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念の下、発展途上国も先進国も含めた全世界の国々だけでなく、企業や自治体、コミュニティ、個人も目標達成に向けて重要な役割を担っています。また、「経済成長」「産業基盤」「パートナーシップ」など、17 のゴールの下に 169 のターゲットが設定されており、多様な領域における取組が進められています。

本市でも新たな上尾市総合計画の中でテーマごとに SDGs の 17 のゴールの中から該当するものを表示しており、本プランでも改革の柱ごとに表示しています。

SDGs の 17 のゴール	
 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	<p><b>1 貧困をなくそう</b></p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>2 飢餓をゼロに</b></p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p> <p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p>	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p>	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p>	<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p> <p>すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>	<p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p> <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
 <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p>	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p>	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
 <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p>	<p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p>	<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b></p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p>	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b></p>	<p><b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## 参 考 资 料

## 1 現在までの行政改革の取組経過

### 第一次行政改革

昭和50年、行財政研究対策委員会を設置し、庁内で使用料・手数料等の見直し、保育料・道路占用料の引上げ、歳出の削減について見直しを行う。

### 第二次行政改革

昭和56年11月、上尾市行政改革推進会議を庁内に設置。

#### 主な検討事項

- ① 事務事業の整理合理化
  - ② 定員・職制の合理化
  - ③ 給与水準のあり方の検討
  - ④ 歳入確保の方策
  - ⑤ 歳出の合理化方策
- について検討を行う。

昭和59年3月、昭和59年度における検討課題と取組を決定。

#### 主な検討事項

- ① 事務事業の整理合理化
  - ② 事務処理の効率化
  - ③ 事務事業の外部委託
  - ④ 定員・職制の合理化
  - ⑤ 給与水準のあり方の検討
  - ⑥ 職員資質の向上
  - ⑦ 税収の確保
  - ⑧ 使用料・手数料及び補助金の見直し
  - ⑨ 中長期財政見通しの策定
  - ⑩ 歳出の合理化方策
- について検討を行う。

### 第三次行政改革

「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」（昭和60年1月22日自治省）により、昭和60年11月に上尾市行政改革大綱を策定。

#### （1）基本方針

「市民参加・市民本位の市政」を堅持しつつ、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本に行財政の再編整備に努め、「上尾市総合計画」を柱とした計画的な行財政運営を推進する。

## (2) 推進体制

- ①行政改革推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）  
市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、  
参与、部長及び部長相当職により構成
- ②行政改革推進本部検討部会（推進本部のもと関係事項の調査検討を行  
い、課題別分科会、全体会を開催）  
企画財政部次長を部会長、総務部次長を副部会長とし、企画調整課長、  
財政課長、行政課長、職員課長及び各部主幹職により構成
- ③部単位の行政改革推進会議（各部単位で行政改革事項を検討）  
各部次長をリーダー、各部主幹をサブリーダーとし、各課代表者により  
構成
- ④行政改革懇談会の設置（市民の理解と協力を得るための懇談会を開催）  
市議会議員、有識者を含めた市民12人で構成

## (3) 取組期間

昭和60年11月から3年間（大綱に掲げる主な取組計画）

## 第四次行政改革

「地方公共団体における行政改革推進のための指針について」（平成6年  
10月7日自治省）により、平成8年8月に上尾市行政リストラ大綱を策定。

### (1) 基本方針

- ①限りある財源を的確な行政目標と適正な手段で再配分する。
  - ・事務事業の見直し
  - ・各種公共施設の設置・管理運営のあり方を見直し
  - ・受益者負担（使用料・手数料）の適正・公正な運用
  - ・補助金行政の見直し
  - ・給付（金銭・マンパワー）行政の再構築
  - ・積極的な民間委託の活用
- ②市民と行政の新たな関係を構築し、開かれた行政を実現する。
  - ・広聴システムの拡充
  - ・情報公開制度の整備
  - ・行政手続きの簡素化と透明性の向上
  - ・行政広報の充実
  - ・市民参加と市民活動の促進
- ③地方自治体としての体力及び能力を向上する
  - ・時代に即応した組織機構の再編成
  - ・最小の人員で最大の効果が発揮できる職員定数の実現
  - ・市民の理解と支持が得られる給与制度の確立
  - ・情報化による市民サービスと事務能率の向上

- ・職員能力の開発と最大発揮の推進
- ・国・県からの権限と財源の移譲を積極的に取り組み
- ・生活圏に整合する都市行政の展開

## (2) 推進体制

- ①行政リストラ推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）  
市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、部長の職にあるものにより構成
- ②行政リストラマネージャー会議（推進本部のもと関係事項の調査検討を行い、課題別分科会、全体会を開催）  
企画財政部次長をリーダー、総務部次長をサブリーダーとし、各部次長の職にあるもの及び政策企画室長、財政課長、庶務課長、及び職員課長により構成
- ③行政リストラ推進委員会（大綱の策定、行革の計画的推進に関し市民による意見具申を行うための委員会）  
市議会議員、有識者を含めた市民12人で構成

## (3) 取組期間

平成8年度から平成12年度までの5年間

## 第五次行政改革

「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」自治省（平成9年11月14日）に沿って、平成12年度までの現行行政リストラ大綱の見直しを行い、平成13年2月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

### (1) 基本方針

- ①市民に開かれた市政の推進
- ②地方分権の時代にふさわしい市の役割と責任分野の明確化
- ③スリムで弾力性に富んだ行政運営体制の構築と職員の意識改革の推進
- ④弾力性に富む財政運営の実現に向けた財政構造改革の推進

### (2) 行政改革推進上の主要事項

- ①事務事業の見直し
- ②組織・機構の見直し
- ③外郭団体の見直し
- ④定員及び給与の適正化の推進
- ⑤人材の育成・確保の推進
- ⑥行政の情報化等行政サービスの向上
- ⑦公正の確保と透明性の向上
- ⑧経費の節減合理化等財政の健全化推進
- ⑨会館等公共施設でのサービスの向上

- ⑩公共工事の見直し
- ⑪広域行政による連携

### (3) 推進体制

- ①行政改革推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）  
市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、部長の職にあるものにより構成
- ②行政改革推進幹事会（推進本部のもと関係事項の調査検討を行う）  
企画財政部次長をリーダー、総務部次長を幹事長とし、各部次長の職にあるもの及び総合政策課長、財政課長、庶務課長、及び職員課長により構成
- ③行政改革推進委員会（市長の諮問に応じて、大綱の策定、行革の計画的推進に関し調査審議するための委員会）  
各種団体の代表者、有識者を含めた市民12人で構成

### (4) 取組期間

平成13年度から平成17年度までの5年間

## 第六次行政改革

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」総務省（平成17年3月29日）に沿って、平成17年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成18年3月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

### (1) 基本理念

- ①市民との協働による市政の推進
- ②効率的で質の高い行政経営
- ③職員の意識改革と能力開発
- ④自主性・自律性の高い財政運営

### (2) 行政改革の基本方針

- ①市民、NPO、企業等地域の多様な主体との協働を進め、それぞれが持つ発想と意欲を公共領域に活かすことにより、多元的で質の高い市民サービスを実現する。
- ②積極的な情報提供による透明性の高い行政運営を推進し、市民の信頼に応えうる効率的な行政システムを確立する。
- ③人材育成基本方針に基づいて、地域の将来を見据え、長期的な視点に立って意欲的に改革に取り組む職員の育成を図る。
- ④財源、人材等の経営資源配分の重点化を図ることにより、自主性・自律性の高い財政運営と財政基盤を確立し、市政の持続的発展を推進する。

### (3) 行政改革推進の主要事項

- ①行政の担うべき役割の重点化
- ②行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

- ③定員管理及び給与の適正化等
  - ④人材育成の推進
  - ⑤公正の確保と透明性の向上
  - ⑥電子自治体の推進
  - ⑦自主性・自律性の高い財政運営の確保
  - ⑧市議会
- (4) 推進期間  
平成18年度から平成22年度までの5年間

### 第七次行政改革

行政を取り巻く状況から、継続的な行政改革の推進が必要であるため、平成22年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成22年3月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

- (1) 基本方針
- ①市民との協働による市政の推進
  - ②効率的で質の高い行政経営
  - ③特別会計や第三セクター等の改革の推進
  - ④自主性・自律性の高い財政運営
- (2) 行政改革の主要事項（6つの柱）
- ①行政の担うべき役割の重点化（事務事業の整理・再編）
  - ②地域協働と民間委託等の推進
  - ③行政の効率化・最適化（行政内部の効率化と広域行政）
  - ④定員管理及び給与の適正化等
  - ⑤特別会計・第三セクター等の経営改善
  - ⑥自主財源の確保
- (3) 推進期間  
平成23年度から平成27年度までの5年間

### 第八次行政改革

「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」総務省（平成27年8月28日）に沿って、平成27年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成28年3月に新たな「上尾市行政改革大綱」を策定。

- (1) 基本方針
- 質の高い行政サービスの提供
  - 持続性のある財政基盤の確立
- (2) 実施計画の基本方針
- ①事業主体の多様化
    - ・市民・NPOとの協働



- ・民間事業者への委託
  - ・他自治体との連携
  - ②歳出全般の効率化
    - ・事務事業の統廃合
    - ・事務事業の効率化
    - ・特別会計・関連団体の経営改善
  - ③財源確保の強化
    - ・広告掲載の推進
    - ・財産活用と付加価値創造の推進
    - ・受益者負担の適正化
- (3) 推進期間  
平成28年度から令和2年度までの5年間

## 第九次行政改革

「持続可能な行政運営」を改革ビジョンとして掲げ、財政面の効果を求めるだけでなく、今後見込まれる人口減少や新たな情報技術に対応した行政改革とし、名称も「上尾市行政改革プラン」に改め策定。

- (1) 基本方針
- 行政サービスの向上
  - スマート自治体
  - コスト削減
- (2) 改革の柱
- ①上尾版 Society5.0 への取組
  - ②効果的・効率的な行政運営
  - ③民間活力の活用
  - ④自立性のある行政運営
  - ④経営改善への取組
  - ⑥柔軟かつ適正な組織

## **2** 行政改革プランについての検討状況

### **1 行政改革推進委員会**

- 第1回行政改革推進委員会 (令和 2年10月12日)
- 第2回行政改革推進委員会 (令和 2年11月26日)
- 第3回行政改革推進委員会 (令和 3年 2月16日)

### **2 行政改革推進本部会議**

- 第2回行政改革推進本部会議 (令和 2年 8月31日)
- 第3回行政改革推進本部会議 (令和 2年11月16日)
- 第4回行政改革推進本部会議 (令和 3年 2月 1日)

※第1回は、指定管理者制度について検討を行った

### **3 行政改革推進幹事会**

- 第1回行政改革推進幹事会 (令和 2年 7月27日)
- 第2回行政改革推進幹事会 (令和 2年10月26日)
- 第3回行政改革推進幹事会 (令和 3年 1月25日)

### **4 各課における検討(行革関連)**

- ① 第8次行政改革実施計画個別事業達成度調査
- ② 第9次行政改革実施計画個別事業の調査・検討

### **5 その他**

- ・市民コメント制度による意見募集  
(令和 2年 11月 30日～令和 2年 12月 25日)

### 3 上尾市行政改革推進委員会委員

(令和3年3月現在) (敬称略)

委員長	井上 繁	有識見者	元常磐大学大学院 教授
副委員長	三井田 晴宏	団体代表	上尾商工会議所 専務理事
委員	鈴木 委一	団体代表	さいたま農業協同組合 北部地区代表理事
委員	宮川 英子	団体代表	上尾市コミュニティ推進会議 監事
委員	井上 和人	有識見者	井上スパイス工業株式会社 代表取締役会長
委員	大澤 哲也	有識見者	大沢精密工業株式会社 代表取締役社長
委員	大野 宣子	有識見者	関東信越税理士会上尾支部 相談役
委員	古平 涉	有識見者	県央地域振興センター 副所長
委員	小林 裕一郎	有識見者	株式会社ニチネン 代表取締役社長
委員	作山 康	有識見者	芝浦工業大学 教授

#### 4 定員管理(職員数)の状況

各年度4月1日現在

(単位:人)

部 門	年度 区分	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
一般行政	職員数 A	880	880	887	886	879	875	877	878	880	874
	対前年増減数	△ 6	0	7	△ 1	△ 7	△ 4	2	1	3	△ 4
	計画数 a	924									
	達成状況(A-a)	△ 44									
特別行政	職員数 B	419	420	418	417	415	415	419	418	416	425
	対前年増減数	△ 10	1	△ 2	△ 1	△ 2	0	4	△ 1	△ 3	7
	計画数 b	439									
	達成状況(B-b)	△ 20									
公営企業	職員数 C	127	127	125	122	122	118	123	121	123	123
	対前年増減数	0	0	△ 2	△ 3	0	△ 4	5	△ 2	2	0
	計画数 c	133									
	達成状況(C-c)	△ 6									
合 計	職員数D( A+B+C)	1,427	1,428	1,430	1,425	1,417	1,409	1,420	1,418	1,420	1,423
	対前年増減数	△ 16	1	3	△ 5	△ 9	△ 8	11	△ 2	2	3
	計画数d( a+b+c)	1,432					1,432	1,432	1,432	1,432	1,432
	達成状況(D-d)	△ 5					△ 23	△ 12	△ 14	△ 12	△ 9

※平成24年度～平成27年度については、定員適正化計画を策定していないため、計画数及び達成状況は記載していません。

※平成28年度～令和2年度は、定員管理計画において全体の職員数の目標を定めているため、合計欄の計画数と達成状況のみ記載しています。

## 5 財政状況

### (1) 普通会計決算による財政状況の比較

	21年度	26年度	31年度
人口 (人)	223,573	227,995	229,037
歳入総額 (千円)	57,882,700	59,574,533	65,361,033
市税収入総額 (千円)	30,562,944	30,514,946	31,521,848
市民一人当たり (円)	136,702	133,840	137,628
歳出総額 (千円)	56,614,754	57,141,229	63,200,708

	21年度	26年度	31年度	
経常収支比率 (%)	93.3	94.1	96.8	
実質公債費比率 (%)	6.6	4.0	4.8	
将来負担比率 (%)	89.0	34.9	12.8	
実質収支比率 (%)	3.5	5.7	4.8	
地方債現在高 (千円)	60,076,718	60,168,175	56,301,395	
市民一人当たり (円)	268,712	263,901	245,818	
基金現在高 (千円) <small>(財政調整基金、公共施設整備基金、市債管理基金等)</small>	3,141,154	6,682,235	5,903,955	
市民一人当たり (円)	14,050	29,309	25,777	
歳出の 主な 性質 別 構成 比	人件費 (%)	22.4	19.8	17.6
	物件費 (%)	14.8	16.2	15.5
	扶助費 (%)	16.5	26.7	30.1
	補助費等 (%)	11.0	5.8	5.1
	公債費 (%)	12.6	11.4	10.9
	普通建設事業費 (%)	12.2	9.2	8.5
	繰出金 (%)	8.9	9.8	10.6

#### 一般会計当初予算における財政調整基金からの繰入金

	21年度	26年度	31年度
財政調整基金繰入金 (千円)	1,155,514	1,928,421	3,489,638

(2) 平成31年度普通会計決算による類似団体等との財政状況の比較

	上尾市 <sub>(再掲)</sub>	狭山市	新座市	久喜市
人口 (人)	229,037	150,719	165,987	152,863
歳入総額 (千円)	65,361,033	46,457,858	57,716,717	50,844,709
市税収入総額 (千円)	31,521,848	21,839,301	24,541,343	23,212,670
市民一人当たり (円)	137,628	144,901	147,851	151,853
歳出総額 (千円)	63,200,708	45,925,663	56,021,840	48,751,762

	上尾市 <sub>(再掲)</sub>	狭山市	新座市	久喜市	
経常収支比率 (%)	96.8	93.4	96.8	93.1	
実質公債費比率 (%)	4.8	4.3	5.6	6.1	
将来負担比率 (%)	12.8	—	49.5	1.2	
実質収支比率 (%)	4.8	1.1	4.7	4.7	
地方債現在高 (千円)	56,301,395	37,037,739	53,094,610	42,545,575	
市民一人当たり (円)	245,818	245,740	319,872	278,325	
基金現在高 (千円) <small>(財政調整基金、公共施設整備基金、市債管理基金等)</small>	5,903,955	10,218,309	3,846,384	7,624,505	
市民一人当たり (円)	25,777	67,797	23,173	49,878	
歳出の 主な 性質 別 構成 比	人件費 (%)	17.6	15.2	12.4	14.5
	物件費 (%)	15.5	18.1	11.1	14.7
	扶助費 (%)	30.1	24.3	29.9	26.3
	補助費等 (%)	5.1	9.3	10.3	16.2
	公債費 (%)	10.9	8.2	8.1	9.7
	普通建設事業費 (%)	8.5	9.7	11.9	7.0
	繰出金 (%)	10.6	10.4	10.5	9.9

一般会計当初予算における財政調整基金からの繰入金

	上尾市 <sub>(再掲)</sub>	狭山市	新座市	久喜市
財政調整基金繰入金 (千円)	3,489,638	1,264,092	1,879,044	2,096,802

## 6 上尾市行政改革推進委員会条例

平成7年6月21日条例第14号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な行政の実現を推進するため、上尾市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 上尾市行政改革大綱の計画的推進に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。  
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則（平成12年条例第7号抄）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の上尾市行政リストラ推進委員会条例（次項において「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により上尾市行政リストラ推進委員会の委員に委嘱されている者は、改正後の上尾市行政改革推進委員会条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により上尾市行政改革推進委員会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第1項の規定により上尾市行政リストラ推進委員会の委員長又は副委員長に定められている者は、改正後の条例第5条第1項の規定により上尾市行政改革推進委員会の委員長又は副委員長に定められたものとみなす。  
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則（平成13年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## 7 上尾市行政改革推進本部設置規程

平成 23 年 3 月 7 日

市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令第 1 号

本庁

出先機関

上尾市消防本部

上尾市水道部

上尾市議会事務局

上尾市教育委員会事務局

市立教育機関

上尾市行政改革推進本部

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化と地方分権の時代に対応することができる市行政を目指し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、上尾市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上尾市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 上尾市行政改革実施計画に関すること。
- (3) 行政システムの再構築に関すること。
- (4) その他行政改革の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成等)

第 3 条 本部長は、市長とする。

- 2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第 5 条 本部長は、第 2 条各号に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）を遂行するため必要があると認めるときは、本部員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(行政改革推進幹事会)

第 6 条 本部に、次に掲げる事務を行わせるため、行政改革推進幹事会（以下「幹

事会」という。)を置く。

- (1) 所掌事務に関し実務的な見地から検討を行うこと。
  - (2) 本部の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議すること。
  - (3) その他行政改革を全庁的に推進するに当たり必要となる事務
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
  - 3 幹事長は、行政経営部次長（行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長）の職にある者をもって充てる。
  - 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。
  - 6 前条の規定は、幹事長について準用する。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月27日市・消本・水事・議会・教委教育長訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月22日市・消本・水事・議会・教委教育長訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 市長政策室長 行政経営部長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長
--

別表第2（第6条関係）

市長政策室次長 行政経営部次長（幹事長であるものを除く。） 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市 整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事 務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長
--



**上尾市**

上尾市行政改革プラン

令和3年3月

上尾市行政改革推進本部

上尾市行政経営部行政経営課